

[風水害]

[令和4年(2022)年4月現在]

風水害の被害に遭われた方のための 各種手続き・支援のてびき(チラシ版)

鎌ヶ谷市役所の電話 047-445-1141 (代表)

安全対策課 電話 047-445-1278 (内線 257、583) 担当者: _____

社会福祉課 電話 047-445-1286 (内線 704、565) 担当者: _____



現場(調査)に立ち会った職員

安全対策課 担当者: _____ 連絡先: 047-445-1278

_____課 担当者: _____ 連絡先: 047-_____

被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

このチラシは、台風、集中豪雨等の風水害に遭われたときに参考にしていただくため、各種証明書や税の減免などの相談窓口を一覧にまとめました。

それぞれの手続きの詳しい内容につきましては、担当部署へお問い合わせください。

(1) 家屋が浸水してしまいました。被害を証明する書類が欲しいです。

被災証明書は、被災した住家等の被災内容を証明するもので、市が現地調査などを行い、その確認した事実に基づいて交付します(原則1か月以内)。

家屋に被害を受けた場合には、速やかに安全対策課までご連絡ください。被災から時間が経過した場合や、すでに片づけたり修繕した後など、被害状況が確認できない場合には被災証明書を交付できない場合がありますのでご注意ください。

■問い合わせ 安全対策課 防災係 電話 445-1278 (内線 257、583)

被災証明書が必要になるケース

- ア 家財道具(家具、衣類等)のごみ処分
- イ 保険金の請求(保険会社)
- ウ 税金の減免(課税課、松戸税務署)
- エ 登記の抹消(千葉地方法務局市川支局)など

(2) 住宅が水浸しになったが、消毒してもらえるのですか？

床上浸水、床下浸水の被害を受けた家屋に対し、消毒を希望される方に消毒（防疫）をします。

■問い合わせ 安全対策課 防災係 電話 445-1278（内線 257、583）

汲み取り式便槽（浄化槽は除く）に水が入った場合、緊急汲み取りを行う場合があります。

■問い合わせ クリーン推進課 計画管理係 電話 445-1222（内線 237、238）

(3) 水害で水浸しになった家財等のごみを処分できますか？

クリーンセンターしらさぎに持ち込む場合、処理手数料を減免する場合があります。

申請手続きや、受け入れ可能な廃棄物の種類等をクリーンセンターしらさぎ、またはクリーン推進課にご相談ください。

※ 水浸しになった家財等の片づけは、まず保険会社へ連絡し承認を得てから行ってください。

承認を得ずに片付けをした場合、保険金の支払いに影響が出る場合があります。

■問い合わせ クリーンセンターしらさぎ 電話 047-443-5300

クリーン推進課 業務係 電話 445-1223（内線 235、236）

(4) 家財や自動車等が浸水して使えなくなりました。

ご加入の保険会社に確認し、保険請求に必要な書類を確認してください。

火災保険

自宅が火災保険や共済に加入している時は、担当者に連絡してください。

保険証券をなくし、どの保険会社からどのような支援を受けられるかわからない時は下記の窓口へ問い合わせることができます。

自然災害損保契約照会センター（一般社団法人日本損害保険協会内）

電話：0120-501331（無料）

03-6836-1003（一部の IP 電話などからの場合。通話料有料）

土日祝・年末年始のぞく 9:15～17:00

自動車保険

水害で自動車が水没などした場合、「車両保険」に加入していれば補償される可能性があります。保険会社に問い合わせしてみてください。

(5) 車が動かなくなりました。廃車手続きや減免制度などありますか？

- ・普通自動車、軽二輪、小型二輪が使用不能になった場合

関東運輸局千葉県運輸支局習志野自動車検査登録事務所（電話 050-5540-2024）で廃車手続きをしてください。

- ・軽三輪、軽四輪が使用不能になった場合

軽自動車検査協会千葉事務所習志野支所（電話 050-3816-3115）で廃車手続きをしてください。

- ・税金については、下記までお問い合わせください。

普通自動車：松戸県税事務所 電話 047-361-2112

軽自動車（軽二輪、小型二輪、軽三輪、軽四輪）：課税課 市民税係

電話 445-1094（内線 361、362）

(6) 見舞金制度はありますか？

住家が流失、全壊、半壊、及び床上浸水のいずれかの被害を受けた世帯に災害見舞金を支給します。被災証明書が必要です。被災の程度により支給範囲、額が異なります。

安全対策課（防災係 047-445-1278）に連絡し被災証明書の交付を依頼してください。

見舞金の種類は以下のとおりです。

- ① 鎌ケ谷市災害見舞金
- ② 日本赤十字社千葉県支部災害見舞金
- ③ 鎌ケ谷市社会福祉協議会災害見舞金
- ④ 千葉県共同募金会災害見舞金

■問い合わせ 社会福祉課 社会福祉係 電話 047-445-1286

(7) 支払いの猶予や減免はありますか？

災害後には、所得税、固定資産税、健康保険料、上下水道代、電気代、ガス代、固定電話代、携帯電話代、NHK受信料、各種保険料・掛け金、その他公共料金などについて、支払を先延ばしする「支払猶予」や、減額・免除できる「支払減免」措置を受けられる可能性があります。

被災証明書がなくても、猶予や減免を受けられる場合もあります。それぞれの窓口へ問い合わせてください。

(8) 税・保険料・負担金などの減免手続きの連絡先

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合に、徴収猶予や減額又は免除を受けられる場合があります。詳しくは担当課までご連絡ください。

| 項目 | 内容、問い合わせ |
|---|--|
| (1) 市税等の減免 個人市・県民税 固定資産税・都市計画税 国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 国民年金保険料 介護保険料 | 対象となる条件や必要書類等があります。 課税課 ・市・県民税 市民税係 電話 445-1094（内線 352～354） ・固定資産税、都市計画税 土地係 電話 445-1104（内線 355、356） 家屋係 電話 445-1105（内線 357、358） 保険年金課 ・国民健康保険料 保険料係 電話 445-1208（内線 225、228、229） 国民健康保険係 電話 445-1204（内線 226、266） ・後期高齢者医療保険料 後期高齢者医療係 電話 445-1207（内線 262、263） ・国民年金保険料 国民年金係 電話 445-1209（内線 230、231、232） 高齢者支援課 ・介護保険料 介護保険係 電話 445-1380（内線 744） |
| (2) 市税の徴収猶予 | 納税者の財産について、災害にあった場合で納期までに納めることが困難なときは、申請により1年以内の期間で分割して納付したり納期を遅らせることができます。 ・市税 収税課 収税係 電話 445-1164（内線 378） |
| (3) 保育料の減免 | ・保育料 幼児保育課 幼児保育支援係 電話 445-1363（内線 711） |

(9) 被災後に受けられるサービス（市役所で行う諸手続）

| 項目 | 内容 | 問い合わせ |
|------------------------|---|--|
| (1) 市営住宅の入居 | 災害により家屋が滅失した場合、入居条件（所得制限等）を満たし市営住宅に空きがある場合に入居できます。家屋の滅失を証する書類が必要です。 | 建築住宅課 住宅係 電話 445-1472 (内線 496) |
| (2) 確認申請・完了検査手数料の減免 | 建築確認申請及び建築完了検査申請を提出する場合に、手数料の全部が免除又は減額されます。建築士と相談の上、減免の申請を行ってください。 ※減免には条件があります。詳細についてはお問い合わせください。 | 建築住宅課 建築係 電話 445-1466 (内線 426、427) |
| (3) 学用品等の手配等 | 災害により生活が困窮した世帯で、小学校・中学校の児童生徒の学校関係の費用の支払いが困難になった方に対し、学用品費や給食費などを支給します。 | 該当の児童生徒が通う小学校・中学校、または 学校教育課学務保健室 電話 445-1501 (内線 471) |
| (4) 生活福祉資金の貸付（社会福祉協議会） | 家財道具の購入やその修繕等に要する経費に利用できる場合があります。 災害援護資金（限度額 150 万円以内） 緊急小口資金（限度額 10 万円以内） | 鎌ヶ谷市社会福祉協議会 電話 444-2231 (内線 783) |
| (5) 農業用施設等の復旧 | 災害により被災した農作物の生産に必要な施設（ハウス、直場所等）の復旧事業等の補助制度について、情報を提供します。 | 農業振興課 農政係 電話 445-1233 (内線 245、259) |
| (6) 心と身体の支援 | 被災後は、心と身体に変調をきたすことが多いのが現状です。このような場合には、地区を担当する保健師が相談に応じます。 | 健康増進課成人保健係 電話 445-1405 (内線 737、577) |

(10) その他手続きの連絡先

| 項目 | 内容、問い合わせ |
|-------------------------|--|
| (1) 印鑑・権利証・保険証などを紛失した場合 | 不動産の権利証（登記済証）を紛失しても権利を失うことはありません。 通帳・キャッシュカード・実印などを紛失しても、改めて手続きを行うことで再発行できます。過去の大きな災害では、キャッシュカードや通帳がなくても緊急でお金をおろすことができる取扱いもありました。 健康保険証がなくても災害救助法に基づき医療を受けることができます。 まずは金融機関、医療機関、市町村の窓口にお問い合わせください。 |
| (2) 雑損控除（翌年の確定申告）・災害減免法 | 所得税の確定申告を行う際の所得控除（例：医療費控除）の一つに雑損控除があります。 災害で家や生活に必要な資産が損害を受けた場合に、その損害額の一部を所得から差し引ける制度です。損害額が大きい場合、所得や税額を軽減できる雑損控除や災害減免法のいずれかの適用を受けることができます。 ■問い合わせ 松戸税務署 電話 047-363-1171 |

(1 1) 水害軽減のための対応

| 項目 | 内容、問い合わせ |
|------------|---|
| (1) 土のうの配布 | <p>住宅への浸水防止対策として、土のうの無償配布を行っています。土のうが必要な方は、事前に安全対策課へ電話連絡のうえ、直接市役所まで取りに来てください。市による個別配送や回収は行っていません。</p> <p>災害発生時は、土のうの配布が困難になる場合もありますので、台風や大雨の予報がでた際には、できる限り早めの対応を心がけてください。</p> <p>※ 高齢者世帯など市役所まで土のうを取りに来ることが困難な場合は、安全対策課までご相談ください。</p> <p>■問い合わせ 安全対策課防災係 電話 445-1278 内線 (257、583)</p> |